

## はしがき

本書は、法律文化社プリメール・シリーズの一冊として、わが国の民事訴訟手続をできるだけ平明に解説した教科書である。叙述に当たっては、狭い意味での民事訴訟手続のみに限らず理解に必要な周辺の事項をも取り込んで解説をした。読者に民事訴訟手続の意義を理解していただくためには、単に民事訴訟手続の概要を知るだけでなく、それが様々な関連する制度と相まってどのように機能し、これらの様々な手続と役割を分担して働いているか、その全体を理解していただくことが極めて重要だと考えたからである。

民事訴訟の手続は、市民間で民事に関する紛争が生じ、裁判所の判決を得て解決を求めようとする場合に経なければならない手続である。従来、民事訴訟は極めて専門的で技術的な色彩が強いことから、その学習は初心者には極めて難解で、「民訴」は「眠素」に通じるなどとも揶揄され、しばしば敬遠される傾向にあった。それは、法律家になる者のみが知ればよい高度な法技術であり、初心者には敷居が高い科目だとされた。しかしそれはまったくの誤解である。たしかに、民事訴訟手続は裁判所で法律の専門家同士が対抗して、それぞれの依頼人の法的主張を闘わせるための手続であり、裁判所が法的判断を下すために設けられた極めて専門的で複雑に見える手続であることは否定し得ない。しかし、その手続は決していたずらに細かで無味乾燥な手続の寄せ集めであるわけではない。むしろ、それは社会に存在する様々な市民間の法的紛争を解決するために築き上げられた英知の結晶であり、社会の基本的な価値と論理に裏打ちされた極めて合理的な法制度である。そもそも法律学の基本は、様々な権利がどのようにして実際に実現されるのか、そのメカニズムを知ることなしには本当の意味で理解したことにはならない。今日のわれわれの社会では、ますます法化現象が進展し、もはや民事訴訟は決して専門家だけの特別のものではない。法曹以外の様々な職業につく人、いや社会すべての人々が、民事訴訟がどのような制度であるかを理解することが必要である。民事訴訟制度はわれわれ

の社会生活上必要不可欠の制度であり、決して無味乾燥な法技術であるわけではなく、むしろ極めて合理的な社会制度として豊かな内容に富んだ興味深いものである。

本書では、学部で法学の学習を始めたばかりの人々、また法科大学院でもこれまでに法学の学習をしたことのない人々、さらには法学の勉強をしようと思う一般の人々のために、民事訴訟制度を広くまたできるだけ平易に解説した。そのため、やや複雑な問題、たとえば多数の当事者が関与する訴訟手続などは簡単に触れるに留めている。もっとも、個別問題でもコラム(WINDOW)でやや立ち入った解説を試みた点も多い。また、本書では、判決手続だけではなく、強制執行手続についても一章をもうけて解説した。実際の権利実現には強制執行制度の理解が不可欠だからである。本書が、多くの人々に読まれ、民事訴訟の理解の一助となることを願ってやまない。

最後に、本書の執筆に際しては、法律文化社社長秋山泰氏の行き届いたご配慮を得た。心よりお礼申し上げます。

執筆者を代表して

河野 正憲